

第24回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1. 日 時 平成25年1月29日（火）午後3時～5時
2. 場 所 大阪市役所本庁舎 7階 第6委員会室
3. 出席者 (会 長) 坂元 茂樹 (会長代理) 川崎 裕子
(委 員) 有澤 知子、有本 純子、康 由美、代田 敬子、杉山 貴士、
武田 勝、富岡 朋治、中岡 幹男、八尾 進、水谷 綾、
森田 英嗣
(事務局) 市民局 梶本 理事、飯田 人権室長、
人権室 今井 企画調整課長、篠原 外国籍住民施策担当課長、
田井中 市民局人権室管理担当課長、
人権啓発・相談センター 勝村 所長、山藤 相談担当課長、
津村 企画調整課長代理
4. 議 題
 - (1) 会長及び会長代理の選任について（資料1、資料2）
 - (2) 大阪市人権行政推進計画に基づく取組みについて
 - ・「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて（資料3、4）
 - ・「人権が尊重されるまち」指標の運用について（資料5、6、7）
 - ・大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発、相談事業について（資料8、9）
 - (3) その他人権施策に係る取組みについて（報告）
 - ・大阪市外国籍住民施策有識者会議について
 - ・大阪市同和問題に関する有識者会議について
 - ・区長公募論文問題について
 - ・人権の視点からの情報発信のあり方検討プロジェクトチームについて

5. 議 事

○津村課長代理 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第24回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします。企画調整課長代理の津村です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の資料等について案内いたします。お手元に、第24回大阪市人権施策推進審議会次第、2枚目に大阪市人権施策推進審議会委員名簿、3枚目に配席図をお配りしております。さらにその下に議事資料の一覧をお配りしております。議事資料につきましては、別とじで置いております。

それでは、出席委員の紹介をさせていただきます。今回は平成24年度の改選によりまして、当審議会委員にご就任いただき初めての審議会ですので、お1人ずつ簡単に自己紹介をお願いいたします。お名前を読みあげますので、順をお願いいたします。

有本順子委員、お願いいたします。

○有本委員 中央区選出、大阪市会議員、有本純子です。よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 次に、川崎裕子委員、お願いいたします。

○川崎委員 弁護士の川崎裕子でございます。

大阪市の委員会は昨年3月まで公正職務審査委員会委員をやっておりまして、もう1期と言われたんですが、一身上の都合によりやめさせていただきました。公正職務審査委員会は月に3回ぐらいありまして、大変だったんですけども、この委員会はそれほど頻繁にはやらないということでございましたので、引き受けさせていただきました。

大阪弁護士会では、平成11年に人権擁護委員会委員長をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、康由美委員、お願いいたします。

○康委員 大阪弁護士会の康と申します。

大阪弁護士会の人権擁護委員会にあるホームレス問題部会の部会長をさせていただいてます。大阪市の審議会というのは、私は今回初めてなんですけども、友人たちから、これも言っただけ、あれも言っただけとすごく期待をいっぱい背負ってきて、ちょっと潰されそうな感じになってるんですけど、よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、坂元茂樹委員、お願いいたします。

○坂元委員 こんにちは。神戸大学の坂元でございます。

大学では国際法と国際人権法を担当しております。現在、国連の人権理事会の諮問委員会の委員というものも仰せつかっております。

これまで、この審議会では石田前会長のもとで副会長を務めさせていただいておりました。よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、代田敬子委員、お願いいたします。

○代田委員 皆様、こんにちは。私は株式会社ユー・エス・ジェイ、人事部の代田敬子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、人材育成を担当しております。実は今回この話をいただいたときには、以前の勤め先で人権啓発の担当も人材育成と合わせて兼務しておりました、その関係で今回お話を頂戴しました。

何分、初めてなものですので、いろいろと不慣れな点もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、杉山貴士委員、お願いします。

○杉山委員 杉山貴士と申します。

今回、公募の委員という形で、選出いただきました。

職場は隣の尼崎市で生協の職員をやっておりますけれども、今回、応募させていただきしたのは、自分自身が性的少数者ということもありますので、そういったこと踏まえた上で、どんな形で大阪市の施策の中に反映できるのかなというような、可能性を持ちまして参加をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、武田勝委員、お願いいたします。

○武田委員 こんにちは。積水ハウスの武田勝と申します。

私はずっと長い間、人事の人権推進室で、今、法務部のヒューマンリレーション室で人権問題にずっとかかわっております。企業の人権問題ということで、大阪市企業人権推進協議会ですとか、大阪同和・人権問題企業連絡会等で委員をしておりまして、そういう関係もご

ざいまして、推薦いただきました。

初めてのことでございますので、あまりよくわからないですけども、一所懸命やりたいと思います。よろしく願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、富岡朋治委員、お願いいたします。

○富岡委員 浪速区選出の市議員の富岡でございます。私も初めてでございますので、どうかよろしく願いを申しあげます。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、中岡幹男委員、お願いいたします。

○中岡委員 公募でまいりました、中岡と申します。

現在、仕事は地域包括支援センターという、西成区のちょうどあいりん地区のど真ん中に西成市民館というのがあるんですが、そこで福祉相談を担当しております。あと、いろいろやっておりますけれども、日常の仕事、やはり生活保護とか、そういう福祉の制度にたどり着けないような方が非常に多く来られておりますので、ちょうどそういうことへの思いがありましたので、今回、応募して採用ということになりました。全く初めてなので、ご指導のほどよろしく願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、八尾進委員、お願いいたします。

○八尾委員 皆さん、こんにちは。大阪市議員、都島選出の市議員でございます。

私も審議会に入るのは初めてなので、しっかり勉強しながら、また、市民の代表として意見も述べていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、水谷綾委員、お願いいたします。

○水谷委員 はじめまして。私、大阪ボランティア協会の水谷綾と申します。どうぞよろしく願いいたします。

大阪ボランティア協会は、ボランティアコーディネーションであるとか、NPO推進、企業のいわゆるCSRだったり、社会貢献活動と、そういった市民が主体になって動き出すさまざまな取組みに対して、多様な形での支援活動を行っている民間の団体です。そこで事務局長をさせていただいております。

市民発の活動の中でも、今、生きづらさを感じていろいろな場面でしんどい思いをしてい

らっしゃる方々であるとか、多文化共生とか、そういう人権にまつわる取組みをやってる団体、数多くございます。そういったところの運営支援であるとか、人の参加、資源のつなぎといった活動を通じて見えてくるさまざまな社会課題というものがございますので、そういった面を人権を考える場面場面で少しでも反映できたらなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、森田英嗣委員、お願いいたします。

○森田委員 皆さん、こんにちは。森田と申します。大阪教育大からまいりました。

昨年と引き続いて2期目ということで、この委員を引き受けさせていただきます。私の専門は教育学でして、特に教育内容の開発というのを専門にしています。メディアだとか人権教育に関して興味を持っております。この会は、いろいろそうそうたるメンバーが集まられるので、楽しみにしています。どうぞよろしく願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

有澤知子委員、すみません。今、自己紹介しているところです。早速で、申しわけないですが、簡単にお願ひできませんでしょうか。

○有澤委員 すみません。授業がきょう3限にありましたのでおくれまして申しわけございません。大阪学院大学の有澤と申します。

専門は憲法ですけれども、男女の平等とか、個人情報保護審議会に入っていました。だから、プライバシーとか男女平等については興味がありますので、勉強させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

なお、大阪大学大学院人間科学研究科教授の平沢安政委員、常磐会学園大学国際こども教育学部教授の堀智晴委員におかれましては、本日、ご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、大阪市側の出席者をご紹介します。

○梶本理事 市民局理事の梶本です。よろしくお願ひを申しあげます。

○飯田室長 市民局人権室長の飯田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○今井課長 市民局人権室企画調整課長の今井でございます。よろしくお願ひいたします。

○勝村所長 人権啓発・相談センター所長の勝村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山藤課長 人権啓発・相談センター相談担当課長の山藤と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○篠原課長 市民局人権室外国籍住民施策担当課長の篠原でございます。よろしくお願いいたします。

○田井中課長 市民局人権室管理担当課長の田井中でございます。よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の梶本からご挨拶を申し上げます。

○梶本理事 大阪市人権施策推進審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素から本市人権行政の推進を初め、市政の各班にわたりまして格別のご協力、ご指導を賜り、改めてお礼申し上げます。

この大阪市人権施策推進審議会は人権尊重の社会づくりに関して調査、審議を行うことを目的としまして、平成12年に設置されました市長の諮問機関でございます。今回24回目になります。本市の人権行政に関するさまざまな事項につきまして、この間、積極的、精力的なご審議を賜ったところでございます。

本日は、平成21年に策定いたしました大阪市人権行政推進計画に基づきました取組みといたしまして、「人権が尊重されるまち」指標の平成24年度版（案）及び、この間の人権の取組みにつきましてご審議、ご議論を賜りたいと考えております。

本指標につきましては、この審議会におきまして、平成22年度から積極的にご議論を賜ったところでございます。指標の策定から1年余り経過いたしまして、より市民の皆様身近なものにするため、24年度版の案をつくりました。

本日、ご審議賜ります大阪市人権行政推進計画の取組みが、本市がめざす一人ひとりの人権が尊重される社会づくりの実現に向けまして、より効果的で実りのあるものになりますよう、委員の皆様の積極的なご審議を賜りたいと思います。

ご審議を重ねてお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ってまいりたいと存じます。議事の進行につきましては、本来ならば会長に担っていただくところでございますが、本日は委員の皆様の就任後初めての審議会で、会長が決まっておりませんので、司会者のほうで引き続き進行させていただきます。

なお、本日の審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、公開といたしております。

また、本日の議事録、議事要旨につきましては、情報公開を進めるという観点から、後日、市民局ホームページへ掲載する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、議題（１）としまして、会長及び会長代理の選任についてでございます。会長の選任につきましては、資料２の大阪市人権施策推進審議会規則、第２条第１項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。そういったことがこの資料に書いてあります。

では、委員の皆様、ご意見をお願いいたします。どうぞ。

○森田委員 大阪のみならず国際的な視点から人権について取り組まれておられます。そしてまた、昨年度は会長代理もされていましたが、坂元茂樹先生が適任と私は思います。

○津村課長代理 ありがとうございます。ほかにはご意見ございませんでしょうか。今、坂元委員を会長にというご意見がありました、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○津村課長代理 今、異議なしの声がありました。ほかにご意見もないようでございますので、坂元委員を会長にご承認いただいたものとさせていただきます。

それでは、本議会の会長につきましては、坂元委員にお願いすることといたします。恐れ入りますが、坂元委員におかれましては、会長席のほうへお移りいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

ここで、会長になられたということでご挨拶をいただけませんかでしょうか。

○坂元会長 ご推挙いただきました、神戸大学の坂元でございます。

会長という職は初めてですので、いささか緊張しておりますけれども、委員の皆様のご協力をいただきながら、この職責を果たしていきたいと考えております。いろいろ不慣れなことで至らぬ点もあろうかと存じますけれども、委員の皆様、あるいは、事務局のご支援なりご助力をいただきながら、この会の進行を務めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

続きまして、審議会規則第２条第３項の規定により、会長から会長代理を指名させていただきます。

○坂元会長 それでは、川崎委員にお願いしたいと思います。

○津村課長代理 ただいま、坂元会長から会長代理として川崎委員にご指名がございましたので、川崎委員、恐れ入りますが、会長代理席のほうへお移りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。それでは、川崎会長代理からも、一言、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

○川崎会長代理 僭越ながら会長代理を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○津村課長代理 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、坂元会長にお願いしたいと思います

○坂元会長 それでは、お手元に第24回大阪市人権施策推進審議会次第というのがございますので、それに従ひまして議事を進めてまいりたいと思ひます。

議題（2）に、大阪市人権行政推進計画に基づく取組みについてという議題がございますけれども、まず最初に、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについて、事務局のほうからご説明をお願ひいたします。

○今井課長 企画調整課長の今井でございます。

では、まず、「人権の視点！100！」実行プログラムの取組みについてご説明させていただきます。資料の3、空色のリーフレットを見ていただけますでしょうか。

人権行政推進計画のリーフレットの中に、「人権が尊重されるまち」指標のリーフレットを挟んでいる形になっております。

まず、外側の計画のほうをお開きいただきますでしょうか。大阪市では、この「人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、人権尊重の視点からの行政運営を市民と協働して進めるとしております。

初めに、この計画の概要について簡単にご説明いたします。

リーフレットの左上のところの図にもお示ししてありますけれども、この計画が大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導く地図になってほしいという思ひを込めて、ナビゲーションという副題をつけ、「人権が尊重されるまち」という目的地に向かって、市民の皆さんと大阪市と一緒に車を走らせる様子に例えております。

この車には「人権が尊重されるまち」へと導く原動力であるエンジンとしての人権教育・啓発と、もしものときの備えであるエアバックとなります人権相談・救済を搭載してあります。さらに、「人権が尊重されるまち」へと導く人権行政を推進するための標識といたしま

して「人権の視点！100！」、目的地まで今どのあたりなのかということを示す道しるべとして「人権が尊重されるまち」指標という、四つの柱立てによって構成されております。

それでは、まず、標識である「人権の視点！100！」と、それを活用した実行プログラムの取組みについて説明させていただきます。

人権行政の二つの道案内のうちの左側、「人権の視点！100！～人権行政の標識～」をご覧ください。人権行政は何をめざしているのか、何をどのように改善するのかということの特に関心を持って職員にわかりやすく示そうとしたもので、「伝える」「聴く・知る」「備える」「支える」「つながる」「務める」という、この六つの観点から、人権を尊重した行政運営の具体例を示しているものです。全区、全局、全室の施策、事業を行う際には、この「人権の視点！100！」を最大限に踏まえるものとしております。

具体的には、「伝える」は、正確に・適切に、また、情報をガラス張りに、情報が得にくい市民にも届くようにという、情報公開とか広報について書いてあります。

また、「聴く・知る」は、市民ニーズを的確に把握するためには、さまざまな機会や場を捉えて、幅広い市民からの意見・批判・提案を聴取して反映に努めるという広聴の部分。

「備える」は、誰もが社会に参加、参画するために、阻む要因をできるだけ取り除く、参加しやすい環境をハード、ソフト両面から検討する必要があるという環境整備についてでございます。

「支える」は、市民へ行政サービスを提供するにあたっては、市民の利便性の向上を図るとともに、利用者の立場に立つという行政サービスについて。

「つながる」は、市民と行政がそれぞれの役割を分担して補完し合う協働関係を構築するとともに、市民相互のネットワークを拡充し、交流を促進するという協働の考えです。

「務める」は、大阪市が率先して社会的責任を果たす、事業者としての責任について示しております。

これにつきましては、人権行政推進計画に詳細が載っております。また見ていただけたらと思います。

資料3のリーフレットの下のほうに書いてありますが、実行プログラムというのは、「人権の視点！100！」を活用して、各所属において、それぞれ日常的に行っている業務の中から、人権尊重の視点から気づいたことを業務の改善とか工夫といったような具体的な行動として実践する、また、その成果を全市的に共有するという事を通じて、市自体が「人権が尊重されるまち」に近づいていくための取組みとして、平成22年度から開始しております。

現在では各所属においても、3年目ということもありまして、本取組みに対する理解が深まって、円滑に進めることができるようになってきていると感じております。

この24年度の各所属の具体的な取組みを人権の視点に立った環境整備、情報発信・広聴広報、こども、高齢者、障がいのある人に対する理解・支援、それから、市民と協働した人権尊重のまちづくり、多文化共生、事業者としての責務、人権の視点に立った人材育成の七つに分類して、それぞれ策定内容、評価、検証方法と対象の所属を示した実行プログラム取組別分類という形でまとめておりますが、大阪市の全所属において、「人権の視点！100！」を活用して、取組みを行っております。

最後に、資料の4に人権ナビゲーションマガジンをつけております。第2号になっておりますが、「人権が尊重されるまち」指標、それから、人事室、総務局の取組み、市会事務局の取組みなどを紹介しております。このマガジンを活用して、「人権の視点！100！」実行プログラムを中心とした、それぞれの取組みに関する情報を積極的に市民の方にも発信しているところでございます。

以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

私は、昨年からやっておりますけれども、新しく委員になられた方は、いろいろ資料が多くて、なかなかご理解も難しいところもあろうかと思っておりますけれども、ただいまの事務局のご説明のとおり、「人権の視点！100！」実行プログラムというのは、大阪市の全所属において、人権尊重の視点からの行政運営を推進するために取り組んでいるわけでございますけれども、ご意見あるいはご質問等ございますでしょうか。

今回は、今日初めて皆さん見ていただくという形ですが、次回からは審議会の前には、事前に各委員に送付していただくと理解してよろしいでしょうか。

○今井課長 はい。前回の審議会で指摘していただき、次回からは送らせていただこうと思いますが、初めての方にいきなりこの資料をお渡ししても、かえってご理解いただくのは難しいかということで、今回は差し控えさせていただきました。次回は、1週間ほど前に先に資料を、お渡ししようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○坂元会長 今のような事情でございます。確かに何もわからぬままに資料を送られても、そういうところを見ればいいのかわかりませんので、今回は事務局から説明をいただいて、ポイントをご理解いただくという形で審議を進めていきたいと思っております。何かご質問等ございますでしょうか。

○中岡委員 詳細な説明でよくわかったのですが、この計画、既に2年前にやられたというこ
とで、何かこの計画で効果といますか、成果といますか、何かそれが、そういうことが
あればお聞かせいただきたいと思います。

○今井課長 この実行プログラムが始まったときには、各局が何をやらなくてはいけないのか
というさまざまなご質問、それから、何でこんなことをやらないといけないのかというご意
見も多々ありました。何度も繰り返しておりますうちに、他所属の取組み状況、前回にお示
しましたが、例えば駐輪対策で、不法駐輪があるところを人権の視点で、誰もが通りやす
くするためにどうすればいいのかというようなときに、こどもさんたちに絵を募集してた
ら、そここのところは不法駐輪がなくなったという取組みをしたという、一見、全然、人権と
関係のない部局だと思われていた部局でも、その人権の視点から仕事をしていくというよ
うなことを考えていただくこともできましたし、その中間振り返りをしたり、最終的には所属
長まであげて、実際にどうだったかというように変えていったりと、改善は続けておりま
す。

ですので、少しずつ認知されてきて、少しずついい取組みにされていくのではないかと思
います。ただ、確かに人権の効果というのがそのままはかれるものが、なかなかないもので
すから、難しいところはあるかと思えます。

○康委員 見当違いの質問だったら申しわけないんですけども、要するに、市の職員の方が人
権を擁護というか、尊重するような職務を行うというところが重点ということなんですか
ね。

○今井課長 もともと人権行政は、まず職員の問題だということが答申の中でも言われまし
た。職員に人権の視点がなく職務をしていたら何にもならないと、まず職員にということだ
ったので、この人権尊重の視点というものを職員みんなに考えてもらう、この実行プログラ
ムというものの自体は内部の職員がするプログラムとしてつくったものです。

○康委員 「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の32ページのところに、市民
ニーズの把握というのがあるが、イベントや研修会等でのアンケートとかって書いてありま
すが、これはどういうイベント、研修会のことをおっしゃっているのですか。

○今井課長 それは、人権行政のエンジンとエアバックのほうの筋立ての部分で、「人権の視
点！100！」の実行プログラムとは違う部分ですけれども、効果的な人権教育・啓発を推進
していくときに、市民のニーズを把握しなくてはいけないという意味で、市が行う全てのイ
ベントとか研修会で実際に市民の意見を聞きましょうということです。

- 康委員 具体的にどんなイベント、研修会ですか。
- 梶本理事 先ほど申しあげましたのは、それぞれの所属がどのような人権の視点に立って仕事をするかということで、100の視点を持ってやるということで、プログラムを作成させていただきました。委員ご指摘の32ページの効果的な人権教育・啓発の推進につきましては、市民の方々あるいは企業の方々にどのような啓発をやっていくかというところでございまして、どのような啓発をやっていくかということにつきましては、後ほど人権啓発・相談センターから、一括してご報告なりご説明させていただこうと思っておりますので、よろしいでしょうか。
- 代田委員 「人権の視点！100！」実行プログラムは、22年度から毎年各部局で出されているということですか。これは毎年、大きく各部局、変えられているのでしょうか。
- 今井課長 変えられている、全く違うことをされているところもあります。特にほかの部局で、ああ、こういうことをやっているのかということで変えられているところもありますし、もう1年、今度はさらにもう少しいものにとというような形で、同じような中身ですけれどもバージョンアップをしたというところと、両方ございます。
- 代田委員 先ほど効果のお話があったんですけども、例えば、実際にやってみて、あまり効果がなかったから別な施策とか、あるいは、ちょっとまだ効果が見られないからもう少しやっ払いこうとか、いろんな取組み方があると思うんですが、次の年度にこういう施策をするにあたって、前年の振り返りというのは、各局はどんなふうになさっているのでしょうか。
- 今井課長 中間で一度振り返りをして、それで最終的に評価、先ほど申しましたように、所属長、局長とか区長とかが評価するという形になります。実行プログラムの評価シートに、前年度のプログラムの評価を踏まえて改善させたところという欄もございます。ですから、前年度のプログラムの評価を全部の所属から出しております。
- 代田委員 計量的なものはやはり難しいというところですね。そのあたりは多分、この後、指標のお話もあると思うのですが、多分そういうところがあるともっとわかりやすくなるのかなと思いました。ありがとうございます。
- 坂元会長 いろいろご質問どうもありがとうございました。時間の関係もありますので、議事を進めさせていただきたいと思っております。

次に、「人権が尊重されるまち」指標の運用について、こちら事務局からご説明をお願いいたします。

○今井課長 先ほどの実行プログラムのご説明のときに使いました資料3のリーフレットの内側に「人権が尊重されるまち」指標のリーフレットを挟んでおります。

「人権が尊重されるまち」指標は、「大阪市人権行政推進計画～ナビゲーション～」の四つの大きな柱立ての一つで、目的地まで今どのあたりかというのを示す道しるべとして構成されております。先ほど先生方からご指摘ありましたように、何とか少しでも見える形にできないものかと、一般的には人権というのはなかなかかかれないうところを、何とか指標という形でできないかということをつくったものです。

具体的には、本市の進める施策、事業のうち、人権の視点に着目した項目を取りまとめて、わかりやすいデータとして示すということで、少しずつでも「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民の皆様実感してもらえようという目的でつくっております。

資料5の「人権が尊重されるまち」指標の運用についてをご覧ください。

指標の策定にあたっては、審議会委員の皆様にご議論いただくとともに、市民との協働により策定することを念頭にパブリックコメントを実施して、市民の皆様からの意見募集を行いました。パブリックコメントにおける指摘とかご意見を受けまして、さらに、審議会からご意見をいただいて、事務局として取りまとめて、平成23年10月に「人権が尊重されるまち」指標として策定、公表いたしました。策定後は、より市民に身近なものとなるように適宜、指標項目の見直しとか修正等を実施して、適切な運用に努めるということにしております。

資料6をご覧くださいませでしょうか。「人権が尊重されるまち」指標の24年度版の、まだ案の段階でございます。1ページめくっていただいて、目次をご覧くださいませると、Iに基本理念がありまして、IIにさまざまな人権課題の取組みとして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国籍住民、個人情報保護、犯罪被害者等への支援、ホームレス問題の九つの人権課題ごとに指標を掲げております。これ以外にも人権の課題というのがありますので、一部まとめて載せてありますが、指標自体はこの九つの人権課題ごとに掲げております。これらは平成23年度策定時には、それぞれの事業、施策に係る指標が中心でした。

そこで、今年度は、市政モニターのアンケートをとりまして、「人権が尊重されるまち」に掲げている基本理念とか、さまざまな人権課題の各項目のアウトカムとなるような市民意識を把握して、新たに各課題ごとに基本指標として採用いたしました。こちらの中身につきましては再度、ご説明いたしますが、まず、市政モニターのことについてご説明いたしま

す。

資料7をご覧くださいませでしょうか。市政モニター「人権行政について」概要となっております。

「人権行政について」というタイトルで、昼間市民を含む大阪市民1,238人を対象に市政モニターのアンケートを実施いたしました。質問内容は以下のとおり基本指標のほか、各課題の一つから二つの質問をいたしました。

基本指標の二つはもともと指標にありましたが、それ以外のところは事業の指標だけだったので、今回は、それぞれの課題ごとの基本指標となるようなものを取りました。

市政モニター報告書につきましても、まだ公表できるようなものではありませんが、ご説明させていただこうと思います。

今回は、先ほど言いましたそれぞれの項目で、「このようなまちだと思いますか」という問いに対して、それぞれ1から4点、例えば、「人権について関心があるか」という問いには、関心があるというのを1点、少し関心があるが2点、あまり関心がないが3点、関心がないを4点というような形で平均点を求めるという作業をしております、つまり、平均値が低い項目ほど関心がある、あるいは評価が高い、点数が高い項目ほど評価が低い、という形になっております。

例えば、人権について関心がありますかという一番最初の基本的な問いなんですけれども、これに対しては、人権に関心があると答えた人が39.2%、少し関心があると答えた人が41.5%、合わせて8割以上の方が人権に関心があると答えておられます。

平成19年にも同じ形で市政モニター調査をしておりますし、平成22年度は、市政モニターではないですが、市民意識調査をしておりますので、その結果を比較しております。平成19年度は、関心があると少し関心があるを足した合計が76.7%でした。平成22年度は65.7%と下がっています。今年度は、8割以上になるという形で、これまでで一番関心が高くなっております。

問いの2は、「大阪市は一人ひとりの人権が尊重されていると思うか」という問いですけれども、これは、そう思うといって答えた方が8.2%、どちらかといえばそう思うという答えの方が48.4%ということで、合わせれば5割以上の方が人権が尊重されていると思うと答えてられています。

年齢別、それから、人権への関心の度合いによって非常な違いが現実には出ております。例えば、年をとった方は評価が高いけれども、若い人たちにとってはそうは思っていない。

関心の度合いでは、関心がないという人は評価がとても低いというようなことが出ています。

過去の調査との比較は、どちらかといえば一人ひとりの人権が尊重されているまちだというふうには思っていられ方が増えてきているというのが現状であります。

設問間の比較等も行いました。人権に対する関心は高いものの、現実の個別の課題については、評価されていない。特に、ホームレスが自立できるまちだということはあまり思われていないということがわかってきております。

属性ごとの傾向については、簡単に言いますと、男女別で言いますと、男女とか子どもの関係については、女性のほうが男性よりも評価が低い。それから、年齢別に言えば、基本的にはほとんどが高齢者のほうが評価が高い。人権への関心は、若い世代ほど低い。それから、関心の度合い別では、人権への関心がある人ほど評価が高いというような結果が出ております。

3月の末に公表ができると思いますので、その前には皆様にもお配りしたいと思っております。

このように、市政モニターで出ました結果を、それぞれの基本指標としてまとめたのが、先ほど資料6としてお示しした「人権が尊重されるまち」指標（平成24年度版）（案）というものでございます。それぞれの課題ごとに、基本指標、それから、現在の状況をまとめております。また、こちらにつきましても、市政モニターの報告書とともに、3月末には公表できるようなものにまとめていこうと考えております。

以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

「人権が尊重されるまち」指標というのは、今、ご説明ございましたように、市政モニターアンケートを実施して、その数値結果を反映させるということで、より市民にとって身近なものとするための運用を図っていくという、こういうご説明でございました。

中には非常に気になることといいますか、若い層ほど人権への関心の度合いが低くて、それにもかかわらず、人権尊重のまちの評価、例えば、今度はまた低い評価を与えているということが実際だということです。他者のやっていることを非常に否定的に何でも捉えるというのが最近の傾向というか、見られておりました、なかなか興味深いアンケートの結果が出ているということでございます。

今、皆さん大急ぎでいろいろ見ておられると思いますけれども、ご意見、ご質問等ござい

ませんでしょうか。

○代田委員 今のお話を聞いてまして、一つ確認をさせていただきたいのが、平成19年と22年と24年でそれぞれとられている母数の人数というのは、そんなに変わりはないんでしょうか。

○今井課長 大分変わっております。市政モニターの19年のときは、全部合わせて600人のアンケートでした。今回の市政モニターではeモニターというインターネット上でモニターができる方を大幅に増やし、約1,200人となっております。

市民意識調査につきましては、2,000人近くの人数ですが、大阪府と一緒にやっている調査ですので、例えば、大阪市が人権が尊重されるまちになったかという設問は、大阪市民にだけしか配られてないというように、市民意識調査の中の一部という形でとったものです。

ですから、少し対象者も違いますので、単純に比較はできないと思っております。

○代田委員 今回、この人数が全体として指標として有効な数というご判断をなさっているということですか。かなり市民の数って多いので、この人数で、本当にそれは反映されているのかなというのが少し気になったんですが。

○今井課長 基本的には市政モニターの数自体は当然多いほうがいいということで、統計学的に考えられるときには、それまでのいわゆる世論調査的なもので言いますと、3,000人ぐらいあるのがベストだということは聞いております。

ただ、もともとが、市政モニター自体が600人ということですのでずっとやってきておりまして、そこの中からいうと、やっとなんか少しずつ広がってきて、ただ、それがどうなのかというのは、実は統計の先生にもお聞きして、例えばインターネットで回答するeモニターの人というのは、また全然違う層の可能性があると。

これまでは、無作為抽出をした方と同数で市政モニターとしていましたが、eモニターだと、手を挙げられた方が多く、コンピューターで投票されるという方なので、変化があるかなと思ったのです。そこで、eモニターとそうでない方とで違うかという傾向も調べていただきました。専門家の方から違いがなかったということなので、このままの形で公表していいのではないのかというご意見をいただいたところです。

○梶本理事 加えまして、以前、市政モニターというのは、大体、情報公開とか広報担当がやっていたんですけど、今回は大阪市の市政改革室のPDCA担当ということで、市政モニターを施策に反映できるようにという形で、担当もそちらのほうのセクションになっておりまして、そういう面では精度がより高まったなというふうに私どもは考えています。

○代田委員 ありがとうございます。

あと難しいかもしれないんですけども、人権を尊重してるまちだと思うのはなぜなのかとか、そうじゃないのはなぜなのかとか、そういうところも聞けると、さらに何か施策に反映できるのではないかなと感じました。

以上です。

○康委員 人権の尊重ということが問題になるのは、人権侵害が起こった場面で普通は問題になると思うのですね。何も無い状態だったら、特に問題はないに丸を打つと思うのです。そうすると、これに回答をした人が当事者なのかどうかということが一番大きな問題になると思うのです。

例えば、DVに関する質問では、性別で見ると男性と女性の差が大きいのか小さいのかとか統計学的によくわからないのですが、当事者の女性のほうがそうは思わないのほうに丸を打っていると思う。特に、外国籍市民の方はDVになったときに、どこに逃げたらいいのかまずわからないということが、示されていると思う。

外国籍住民の人の人権尊重で行くと、外国籍ではない住民がどう思おうと、外国籍住民当事者は、「人権が尊重されている」とは思っていないんだということが見えると、その施策がまだまだだということが言えると思う。当事者の人がどこに丸を打ったのかというのが、人権のところから聞けないところはあるかとは思いますが、少なくとも男性か女性かとか、外国籍かどうかはわかるんだから、そこら辺からの分析の観点も加えられたらどうかと思います。

○今井課長 ありがとうございます。

そのようなことも含めまして、最終的に、今後のためということで、専門家の方に、因子分析をしていただきました。

障がいのある人、同和地区への差別のないまち、外国籍住民の暮らしやすいまち、ホームレス自立のまちについては、自分とは違うという発想なのか、それ以外が身近な人権課題尺度というようなので取りまとめられるという因子分析も出ております。

また、各区ごとの平均値も出してみました。ただ、関心がないと言われた方とか、外国籍住民の方は、余りにも母数が少ないものですから、その方たちの意見だけが出てしまうというのと同じことが言えます。今後は、ですから、各区ごとに例えばやっていただくとか、もう少し母数をふやして、より精度であったり、その後使えるようなものというような改善は必要と、認識しております。ご意見ありがとうございました。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

議題（２）の取組みの最後になりますけれども、大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発、相談事業につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○勝村所長 人権啓発・相談センター所長、勝村でございます。座って説明させていただきます。

まず、先ほど康委員からもございましたが、大阪市人権行政推進計画に大阪市の人権行政につきまして、人権行政のエンジンとして人権教育・啓発、それから、人権行政のエアバックといたしまして人権相談・救済を掲げてございます。

私どもこの人権啓発・相談センターはこの人権行政推進計画を受けまして、平成22年10月に開設し、人権啓発及び人権相談に取り組んでございます。

それでは、お手元の資料８に基づきまして、人権啓発・相談センターにおける25年度に予定いたしております主な人権啓発事業につきましてご説明申しあげます。

当センターにおける人権啓発事業は、大きく分けまして四つの事業がございます。地域密着型市民啓発事業、市民啓発広報事業、参加・参画型事業、それから、四つ目が企業啓発推進事業でございます。

25年度に計画いたしておりますこれらの事業について、それぞれご説明申しあげます。まず1の地域密着型市民啓発事業でございますが、これは研修等を通じまして、地域に根差した啓発の担い手として活動していただいております、人権啓発推進員の育成を図ることといたしております。

次に、2の市民啓発広報事業でございますが、さまざまな媒体等を活用し、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うことといたしております。具体の事業といたしましては、人権啓発情報誌「KOKOROねっと」の発行がございます。これは年間4回、各回2万7,000部発行いたしております。このほか、区役所等にこの「KOKOROねっと」の執筆者等を講師として派遣するKOKOROねっと連携啓発事業や、地下鉄、市バスの全車両にさまざまな人権啓発ステッカー広告を掲出する、車内ステッカー広告事業等を行うことといたしております。

次に、3の参加・参画型事業でございますが、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する事業といたしまして、人権に関する作品募集事業や、Jリーグ、セレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業、大学と連携した参加・参画型事業、それから、効果検証会議を実施する

ことといたしております。

このうち、人権に関する作品募集事業につきましては、広く市民から啓発ポスター等のデザインや人権フォト、キャッチコピーを募集し、それらの入選作品を先ほどのステッカー広告などの市民啓発広報事業等に活用することといたしております。

本年度の入選作品につきましては、「KOKOROねっと」No.15の7ページと8ページにその入選作品を掲載しております。また、効果検証会議につきましては、後ほど、資料9に基づいてご説明させていただきたいと存じます。

次に、4の企業啓発推進事業でございますが、企業・事業者等における人権啓発や人権研修への支援に取り組んでおります。企業啓発支援事業といたしましては、市内3,500事業所を会員とする大阪市企業人権推進協議会との連携を生かしまして、企業にかかわりの深いテーマを中心に、人権に関するセミナー等を開催することといたしております。

次に、企業への人権情報提供事業といたしましては、より多くの企業・事業所において、人権啓発の取組みや人権研修の実施を促すため、大阪商工会議所会員2万7,000事業所に対しまして、企業啓発用リーフレットを作成・送付することといたしております。

それでは、引き続きまして、先ほど申しあげました参加・参画型事業の中の効果検証会議につきまして、資料9に基づきましてご説明申しあげます。

まず、1の目的でございますが、これまでも人権啓発事業の中で参加者へのアンケート等によりまして、事業の効果測定を実施し、所内の会議等で事業の改善に向けた検討を行ってまいったところでございますが、PDCAサイクルの徹底を図りまして、事業の継続的な改善を図りますため、学識経験者や専門家を構成員とする効果検証会議を開催いたしたいと考えております。

評価の対象事業といたしましては、先ほどご説明いたしました四つの事業を考えてございます。検討項目といたしましては、(1)のアウトプットについてどのような評価を行うのかということで、アウトプットの例といたしましては、ホームページについてはアクセス数等を挙げてございます。

それから、効果測定の手法につきましては、現在、アンケートや事業の対象者からのインタビュー、費用対効果の算出等を行ってございますが、その妥当性はどうか、こうした測定によって得られた結果についてどのような評価を行うのか、さらに、新たな手法についてのご意見をお伺いいたしたいと考えております。

(3)の有効性の評価等についてでございますが、こうした人権啓発事業の実施によりま

して、市民の意識等がどのように変容したのかという有効性の評価につきましては、私どもといたしましては苦慮しているところでございますけれども、どのような手法で人権啓発事業の有効性を図るべきか、事業の実施による有効性の度合いでありますとか、こうした評価を踏まえての今後の人権啓発のあり方、方向性はどうかといった点につきまして、ご意見を賜りたいというふうに考えてございます。

4の運営体制でございますが、開催時期といたしましては、本年の予算要求前の9月と、それから、年度末の3月に、それぞれ1回以上開催することといたしてございまして、会議の構成メンバーといたしましては、本審議会の委員を中心に、人権問題や啓発事業、統計手法に造詣が深い専門家をお願いしたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山藤課長 引き続きまして、同じく人権啓発・相談センターの相談担当課長の山藤でございます。座ってご説明をしたいと思います。

私ども人権啓発・相談センターは、啓発と相談の拠点ということで、平日は朝9時から夜は21時まで、それと、土曜・日曜・祝日におきましても朝9時から夕方5時30分まで開設をいたしてございます。その中で相談の窓口を開設してございます。

区役所、市民交流センターでは事前の予約制で相談を行っています。こちらは、電話などで、阿波座の人権啓発・相談センターに来られない相談者の方が、事前に日時をご予約いただいで、お近くの区役所や市民交流センターにお出まじいただきまして、うちの専門相談員が出張でそちらで相談を受けています。

12月末現在で人権啓発・相談センター、区役所、市民交流センターあわせて6,802件の相談件数となっております。ちなみに、昨年度1年間では9,922件の相談件数があったわけでございますが、今年度につきましてもほぼそれと同じ数字の件数上がるものと予想されます。件数のほとんどは電話による相談でございます。その他、面談であるとか、手紙などによる相談があります。

人権課題別の相談件数の内訳として一番多いのは障がいのある人をめぐる問題となっております。障がい者自立に関する行政や民間の支援に関する相談の件数が1,037、これが一番多くなっております。続きまして、高齢者。これも自立支援や介護に関する相談の件数が933件となっております。さらに、生活に関する問題。これは貧困等の問題ですが、生活保護や就労支援に関するものも複合的に相談内容に入っております。どれが主なものかということで場合分けした結果の数字573件ということになります。次に、労働問題。パワハラ等

に関するものが増えていて、これが430件。近隣関係の問題ということです。ご近所間でのいじめとか、あるいは、プライバシーに関することが多くなってございます。これが423件ということでございます。

その他、家族に関すること、女性に関する問題などが件数として出てございます。例えば、離婚の問題等々、あるいは、女性ですと、やはりドメスティック・バイオレンス、DVの問題などが件数として多くあらわれているような状況でございます。ただ今説明したのが、12月末現在の相談の件数でございます。

以上で、相談担当からのご説明を終了いたします。ありがとうございました。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告に対しまして、何かご意見あるいはご質問ございますでしょうか。

康委員、どうぞ。

○康委員 資料8の市民の啓発広報事業のところ、個人的にぜひ聞きたいと思っていて、なぜかという、裁判になると必ず市の方は啓発してますとおっしゃるので、ぜひとも聞きたいと思ってるんですけど、まず、この「KOKOROねっと」ですかね、このパンフはどこに置いてあるのかということと、部数2万7,000部の数字の根拠、そのたびごとにどれぐらいはけてるのかという3点を教えてください。

○勝村所長 まず「KOKOROねっと」の配布先でございますが、区役所あるいは図書館等、市民が利用する施設に配布いたしておりまして、回収率につきましては、その都度変わるわけでございますけれども、私どもに返ってまいります割合は約10%でございます。

○康委員 区役所、図書館というところ、いわゆる行政の関連する施設以外には置いてないということよろしいですか。

○勝村所長 そのほか、例えば地下鉄の駅でありますとか、そういったところに配架してございます。

○康委員 地下鉄と区役所と図書館というところで、こういうところにもものを見ようかなという人は割と熱心な人かと思うんですけども、私はこういうのは今回ここに参加させてもらって初めて見させてもらったんですけども、こういうのは一応、新聞折り込みとか、予算の関係とかあるんですけど、投げ込みとか、そういうもうちょっと広げようというのは、なかなか難しいんでしょうか。

○勝村所長 先ほど少し配布先につきまして言い忘れたところがございますので、これは中学

校や高校の学級数の数を、各市立の高校及び中学校に配布いたしてございます。

○康委員 私立も公立もということですか。

○勝村所長 大阪市立の学校でございます。

○康委員 各学級に1部の配布ということ。

○勝村所長 さようでございます。

○康委員 一応、もうちょっと広げてみるとかいうところはどうか、やっぱり予算の関係でしょうか。

○勝村所長 配布数につきましては、予算の関係でこれ以上の拡大というのは難しゅうございますけれども、検討させていただきたいと思います。

○康委員 それとKOKOROねっと連携啓発事業なんですけど、その寄稿者、インタビューの対象者を人権啓発講師として派遣とあるんですけど、この具体的な実績を教えてください。

○勝村所長 この事業は、来年度に新規の事業として計画しております事業でございますので、実績はございません。

○康委員 具体的にはどういう人をという、何か当てというのか、何かそういうイメージしている人はいるんですか。

○勝村所長 「KOKOROねっと」No.15の中のインタビュアーといたしまして、例えば、野崎ジョン全也さんを人材バンク的に登録いたしまして、区役所等に派遣をいたしたいというふうに考えております。

○康委員 すみません。もう一遍、確認ですけど、人権啓発情報としての人権啓発をしますよというふうに市がおっしゃるときに言ってるのは、これなんですか、パンフとか。

○勝村所長 いや、それだけに限らずに、私どもの事業全般、私どものセンターだけではなくて、区役所等でも独自に啓発事業を実施いたしておりますので、それが全般でということになるかと。

○康委員 あと、もう実際のところどうかというのが聞きたいんですけど、区役所、図書館、地下鉄、中学校、高校に全部、自由にとっていってくださいねと置いて置いた中で、部数で1割ぐらい残るかなということですか。

○勝村所長 はい、さようでございます。

○康委員 全体の1割が残るということですか。ちょっとまたその内訳教えてもらっていいですか。

- 勝村所長 後ほどまた資料をお渡しいたしたいと思います。
- 康委員 よろしく申し上げます。
- 川崎委員 人権相談ですけれども、この人権啓発・相談センターというのは、電話相談も含んでいるんですか。それと、相談を受ける人というのはどのような方なのか教えてもらえますか。
- 山藤課長 人権啓発・相談センターの相談員というのがおまして、これはプロポーザルで企画、提案をしていただきまして、それで、事業委託をさせていただく、事業者の専門員が常時、最低3名、常駐しております。その方々が電話を受けた、あるいは、直接来られた相談者に対して面談をしたり、または、区役所とか市民交流センターへ行かれる相談者の方に直接、出張してご相談をお受けするという、そういう形になっております。
- 川崎委員 そうすると、事業委託されてるということですか。
- 山藤課長 そうです。
- 川崎委員 委託を受けているのは、業者なんですよ。
- 山藤課長 はい。
- 川崎委員 それはどのような関係なんでしょうか。どのような性質の団体でしょうか。団体なんだろう、業務委託されているので。
- 山藤課長 はい、団体です。
- 川崎委員 どのような団体なんでしょうか。
- 山藤課長 今は、具体的な名称を言いますと、財団法人大阪府人権協会というところに事業委託をさせていただいております。
- 梶本理事 毎年、公募でやっております、その中で一番の点数の高いところがそちらの協会だったということです。
- 八尾委員 すみません。ちょっとそれに付随して。これも相談件数だと思うんですけど、これ、多分ないと思うけど、解決した数ってわかります。相談を受けたと、じゃあ、解決しましたという数、わかりますか。
- 山藤課長 どのような形で解決というのがなかなか難しいものでございまして、ただ、この数字には、繰り返しかけてこられる方も結構おられまして、これが全て1件1件独立の相談ではございません。そういう点では、大体、約1割か2割ぐらいの方、これも繰り返しかけておられる方がどれだけおられるかというのもあるんですけども、大体、頭割り大体1割か2割ぐらいの方は、一度か二度お電話いただいて、その後は、わかりましたということ

で、結局、納得されてお電話を終わられる、そういうのが我々としては解決したのかなというふうに判断をさせていただいて、ちょっと苦しいんですけども、そういう形で相談をお受けさせていただいております。

○**梶本理事** 電話だけで解決する問題と、事例はなかなか言いにくいんですけども、やはり継続的にその相談者と面談をしながら内容を聞いていくとか、あるいは、かなり相談内容が複数ある場合もございますので、きちっとそれも面談しながらやるということで、だから、どれをもって解決するかというのは、実は難しい。ほとんどの方が基本的には満足をしていただいているという旨はお聞きしています。

○**八尾委員** 法務省管轄の人権擁護委員をやったので、私の実感から言うと、まず、人権相談でないような相談が多い。多分それも入ってると思うんですね。基本的に聞きっ放しやなという。もっと言えば、ここに相談してってくださいという、具体的になってくるとね。それがやっぱり、しっかりと後追いまでして、やってこそ、本当の意味での相談かなと。

だから、今、言われて初めて、これ、何度も繰り返している人たちも入ってるのがわかったんですけど、実態が本当に見えにくいですよ。数字がぱっと出てきて、だけど、中身聞いていったらちょっと違うとか。何か相談受けてるから、みんな解決してるのかなと思えば、そうでもないなという感じもするし。だから、数字はあげてきているけれど、それをよりちょっと聞いていったらわかりにくくなっているなという、そんな感じがしました。できる、できないは別にしてね。だから、あんまりこの数字だけで判断するのもどうかなという感じはしましたけどね。

○**山藤課長** 相談の具体の解決例というの、資料として作成することも含めて、また、相談が終わった後で、その相談者の方にどうでしたかという評価もいただいておりますけれども、大体9割ぐらいの方が満足されて相談を終わられるというのが実態として存じております。

○**飯田室長** 今、ご指摘あったように、単に件数だけで言いますと、おっしゃるようないろんなケースが含まれてますし、本当に最後まで解決したものもあれば、本当に何か言いたいことがあって聞いてもらったで終わるのも、いろんなものがまじってると思います。そういう意味では、やはりちょっと時間はかかりますけど、1年間やった相談の中身をもっと分析していくということも、これも必要なことだと思っておりますので、今後そういう分析も進めていきたいというふうに思ってます。

○**水谷委員** 人権啓発事業効果検証会議というのを持たれると。これからなんでしょうかね。

○勝村所長 はい。

○水谷委員 この構成メンバーですが、人権問題や啓発事業、統計手法に造詣が深い専門家をこれから選ばれると思うんですが、やっぱりこれだけの検証会議をしようと思うと、それなりのメンバー構成を考える必要があると思います。啓発事業の専門家がどういう方が専門家なのかよくわかってない中で申しあげます。先ほど康委員からもご指摘ありましたが、私自身も「KOKOROねっと」は、手には何度かとったことがあるんですが、私もこの手のNPOのフィールドにいながら、中をきちんと読んだことがないなと改めて思いました。先ほどの配布計画の話の話を聞いていると、図書館やセンター、そして、学校に配布しているとのこと。そう考えると、例えば今の中学生、高校生がこの中身を見て、本当にこれを読もうしてくれるかどうか。つまり、何を言わんとしてるかということ、要は、単に配布しているではなく、ターゲットに合わせた届け方というのが必要だと思うんですね。そういう中で効果をはかることが大事で、こういう啓発パンフレット、啓発リーフ、情報誌を作り、何部配布しましただけでは、効果測定とはいえないでしょう。検証会議できちんと検証するのであれば、マーケティング的視点であるとか、そういう広報とか、そういう専門家も入れないとだめだと思います。啓発事業って本当に難しいですし、私らもいろいろ市民学習のいろいろなことをやらせていただいて思うことに、そういう視点でもって、今後こういう効果検証というのを行っていかなければならないと思います。

○勝村所長 まず、啓発事業の専門家ということで、今、私ども考えておりますのは、法務省のほうから委託を受けております、公益財団法人人権教育啓発推進センターというセンターがございまして、こちらからそういう専門家の方をご紹介いただくことも考えてございます。

それから、配布先に合わせた、そういったターゲットに合わせた紙面づくりになっているかということですが、私どもといたしましては、やはりできるだけ幅広い方、特に若年層にも届くようにということで、イラスト等を多用しまして読みやすい紙面づくりは心がけてございますけれども、ご指摘のように、効果検証会議におきまして、そういったデモ、こういった広報を行うことで市民の心に届くのかということについてもご意見を賜りたいという考えです。

○水谷委員 そうですね。誰でもは、誰にも届かないことが多いので、そのあたり、やはり、かなり今の時代に合わせたあり方を抜本的に見直されてもいいと思いました。

○康委員 啓発の関係で、20年ぐらい前だったと思うんですけど、朝鮮学校に通ってる女の子

のチマチョゴリが切られるという事件が起こったときに、大阪市だったと思うんですけど、そのチマチョゴリの絵だけをばっとやったポスターがあったんですね、ちょっと説明できませんが。先輩の弁護士がそのポスターにいたく感激して、外国人問題をやるようになったとおっしゃったことがあるんです。

ここの「KOKOROねっと」No.15の表紙の、「外国人だから・・・と言わないで！」という、これだけのポスターでも十分伝わるといえるのか、実は中身が充実すれば、それほど情報はもう伝わらないと思うんです。ポスター1枚をふやすということのほうが私は効果があるんじゃないかと思っていて、誰でも目につくということと、それから、学校に、クラスに1冊置いたら、置きっ放しのはずです。むしろ、こどもよりも大人を啓発しないといけない問題が多いので、大人がもっと、一般に、だから、わざわざ区役所に行くとか、わざわざ国際交流センターに行くとか、そういうことじゃなくて、まことにこういうのがあると、目につくというふうな状態にしたほうが、啓発としては効果があるんじゃないかなという素人判断なので、専門家の方の意見も聞いてみてください。

○勝村所長 ありがとうございます。

ポスターにつきましても、できるだけ、先ほどご紹介申しあげました作品募集事業で入選したような作品を、お金もできるだけかからないような形で市民の目につくところに掲示してまいりたいと考えてございます。

それから、学校の関係でございませうけれども、大阪市立の中学校の校長会、あるいは、高校の校長会におきまして、各先生方に、校長先生に、この「KOKOROねっと」を学校の人権の教材に使っていただきたいとお願いもしてございます。

また、康先生のご意見、また参考にさせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひいたします。

○坂元会長 まだまだご質問もあるかもしれませんが、時間の関係もございませうので、議題（2）につきましても以上で閉じさせていただきたいと思ひます。

それでは、議題（3）その他人権施策に係る取組みについてということで、これから報告ということになりますけれども、まず、大阪市外国籍住民施策有識者会議について、事務局からご報告をお願いいたします。

○篠原課長 外国籍住民施策担当課長の篠原でございます。私からは、大阪市外国籍住民施策有識者会議について、説明をさせていただきます。

この有識者会議と申しますのは、「世界に開かれた交流のまち」の実現を目指しまして、

大阪市の外国籍住民の生活にかかわる諸問題、施策のあり方等につきまして、委員の皆様から幅広く意見を求めるということで開催しておるところでございます。

現在の状況でございますけれども、委員の皆様は、学識経験者や外国籍住民の皆様から市長が委嘱しておるところでございます。現在14名いらっしゃいます。委員の方々は裏面の名簿にございますように、14名の方をお願いしておるところでございます。

現在、平成23年度、24年度の2カ年におきまして、多文化共生に係る各分野ごとの検討を、順次、実施いたしておりまして、現在、各委員の皆様から意見を頂戴したその内容を集約して意見としてまとめた意見集を作成するために、会議の中でご意見をいただいているところでございます。

昨年、23年度で3回、有識者会議を開いております。最初の7月4日には防災等の議題についてご意見を頂戴いたしまして、防災についての備えですとか防災訓練、また、情報提供につきましては、その経路とか手段、また、その心構え、相談につきましては、その相談体制や生活相談についてのいろんなご意見を頂戴したところでございます。

12月16日の分につきましては、日本語の学習機会や場の提供等といった議題でございます。中で、日本語教室についてなどのご意見を頂戴したところでございます。

続きまして、3月29日、医療、保健等についての議題でいただいた中では、医療通訳についてでございますとか、外国籍住民の起業についてのご意見を頂戴したところでございます。

次、24年度になってまいりまして、7月9日、これも教育、国際理解・交流などにつきましてご意見を頂戴したところでございますが、国際理解教育でありますとか、帰国・来日等のこどもの教育といったようなことをご意見を頂戴したところでございます。

昨日、1月28日には、こうしていろいろと意見をいただいたもの、これをまとめた素案を委員の皆様にご覧いただきまして、追加意見をいただいたところでございます。これを次の3月下旬の有識者会議で、意見集として修正、加筆したものを会議で委員の皆様に見ていただきまして、意見集としてまとめていく予定でございます。

説明については以上でございます。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご意見等ございますか。

時間も迫っていますので、それでは、全体、報告全ていただいてから、それからご質問等をいただくという形にさせていただきたいと思っております。

それでは、引き続きまして、大阪市同和問題に関する有識者会議について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○田井中課長 人権室の管理担当課長の田井中と申します。

このたび新たに設置しました大阪市同和問題に関する有識者会議についてご説明申し上げます。大阪市におきまして、これまで同和問題についての調査、審議機関としまして、同和対策の特別措置法の施行期間中は、条例による同和対策推進協議会を設置しまして、同和対策のあり方について調査、審議いただき、事業を進めてきましたが、法の失効後におきましては、特別措置法を廃止しまして一般施策を活用して取り組んでおります。

しかし、今日におきましても、皆様方もご存じのように、インターネット上におきまして同和問題に関する偏見や差別をあおるような書き込みとか、また、大阪市が行いました人権問題に関する市民意識調査結果におきましても、結婚や住居を選ぶ際に、同和地区に対する忌避意識等見られるという今日的な課題の解決について、学識経験者でありますとか、同和問題の関係者の方々から広くご意見をお聞きする場としまして、今回、大阪市同和問題に関する有識者会議を設置することとしたところでございます。

この会議につきましては、本年1月4日付けで発足し、委員には、10名の方々に就任の承諾をいただいております。

座長につきましては、第1回目の会議におきまして、委員の互選によりまして選出してまいる予定です。

今後のスケジュールですが、第1回目の有識者会議をこの3月の開催に向けて準備を進めております。その後、おおむね2年間、年間2回程度の開催を予定しております。

また、有識者会議でいただきました意見につきましては、この人権施策推進審議会に報告してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

この同和問題に関しまして、次に関連がございますので、区長公募論文問題について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○今井課長 続きまして、区長公募論文問題についてご報告いたします。

去年の7月2日に、大阪市の区長公募に応募して、合格された24名の方の応募論文を大阪市ホームページに掲載いたしました。その際に市民の方から、ホームページに記載された応募論文の中に、同和地区を明記した不適切な表現があるという指摘がなされて、まず、論文をホームページから削除して、その後、一部修正の上、再掲載を行ったというのが事実経過

でございます。

今後、事実関係をさらに検証して再発防止策を策定しないといけないということで、客観性、信頼性を確保するため、外部の有識者の方、審議会の委員の坂元先生と平沢先生を招へいして検証会議というものを設置することにいたしました。

特に問題となっているのは、応募論文の中で同和地区名を挙げた上で、そこに暗い印象などというような記述を行ったほかに、大阪市が、その差別を助長する記述がある論文をそのままホームページに載せてしまったという点でございます。

意見、見解をいただいた上で、大阪市としての見解を取りまとめる予定であります。1月8日にまず1回目の検証会議を開いており、今後、随時、検証会議を開催したいと、本年度末を目途に、本市見解を取りまとめて公表する予定でございます。

続きまして、その件も受けて、人権の視点からの情報発信のあり方検討プロジェクトチームというものを立ちあげております。先ほどご報告したような区長論文の問題、そのほかにも、不適切な形で書かれたアンケートをそのままホームページ上に載せてしまうというような問題が起こっております。

本来、表現の自由が尊重される民間メディアにおいても、当然、個人情報やセンシティブ情報等の取り扱いについて十分な配慮が必要なことはもちろんですけれども、行政の発信する情報については特に人権の視点からのチェックが必要であります。情報公開については、施策の発端から決定、実行までを、施策プロセス全体の見える化を大阪市としては進めております。ですから、両方の観点から、局、区、横断的なプロジェクトチームを設置して、人権の視点からの情報発信のあり方の検討、それから、チェックリストの作成等を検討するというので、昨年10月31日に設置をいたしまして、これまでに3回、プロジェクトチームを開催しております。

チェック体制のあり方、チェックリスト等の作成、周知徹底、その手引き等をつくって、それを資料に、全職員に研修をしていこうということで考えております。

メンバー構成等は市の内部の者ですけれども、外部の有識者の方からもご意見を頂戴していこうとしております。

以上です。

○坂元会長 どうもありがとうございました。

今、ご報告いただきましたように、非常に重要な事案が発生しておりまして、そういった意味では、ここでも、大阪市人権施策推進審議会という場においても、今後、ご報告等もし

ていただくということになっておりますけれども、四つ続けて報告していただきましたけれども、これらの報告の内容について何かご意見、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

○代田委員 実際に起こった出来事、7月の問題に対して、情報発信のあり方の検討プロジェクトチームに関しては、去年の秋からで、比較的早くから動かれているのかなという印象があるんですが、それに対して、検証会議は1月に開催されているという、ここのスピード感の違いが少し気になりましたので、お伺いしたいと思います。

○今井課長 現実にはさまざまな形で、どういう形でこの事態について解決をしていくかということで、すぐに動ける部分につきましては、再発防止策のその一環として、例えば、このプロジェクトチームをつくってみたり、いろんな形で市の内部では既に動いておりました。

ただ、市の内部だけで再発防止策とかいう形でやっているだけでは足りないと考え、外部の方からのご意見を伺って、それで、本市としての見解をきっちりまとめなくてはいけないというような形につきましては、9月ぐらいに、さまざまな団体やそれぞれの方のご意見、意見交換を通じまして、外部の方からの検証が必要だということになり、1月ということになっております。

○梶本理事 既にホームページの公開等につきましては、ガイドラインを含めましてチェック体制はあるんですけれども、正直、十分なチェック機能が果たせなかったということも事実でございまして、そういう点も含めまして、再度、検討する必要があるということで、少し時間がかかったということでございます。

○八尾委員 区長公募論文の問題点は、私が認識してたのとちょっと違うので確認したいんですけども、私が認識してたのは、どちらかというと、論文の内容よりも、内容を掲載した、ホームページに出したということが僕は一番悪いのではないかなと思ってたんですね。「暗い印象を与えてる」ということは、これは、書いた本人は、釈明なり、反省の弁なりというのは、これ、公開の、公式に出てるんですかね。

○梶本理事 公開ということはないんですけども、取材等も含めまして、大変申しわけなかったということは区長自身もご発言されております。

○八尾委員 されてるんですか。

○梶本理事 はい。

○八尾委員 じゃあ、もう認めてるということですね。

○梶本理事 この論文についての内容につきましては、不適切であったということはおっしゃっ

ております。

○八尾委員 わかりました。

○坂元会長 よろしいでしょうか。

それでは、皆様のお手元の、この審議会の次第を見ていただきますと、議題は以上で終わっているわけではありますが、その次第の中に、全体を通しての意見交換というのが入っているのですけれども、これは委員改選後の初めての審議会なので、時間に余裕があれば各委員の先生方に、大阪市の人権行政全般についてのご意見を頂戴しようというふうに考えていたんですけれども、活発にいろいろとご審議いただきました関係で、予定されている時間がもう迫っておりますので、次回以降、また実際の議題等の中で各委員の皆様のご意見を頂戴できればというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

○森田委員 ちょっとすみません。一つだけいいですか。

すみません、今、マスコミや学校教育の中で、体罰の問題が大きく取りざたされていますけれども、これに関して人権施策推進審議会としてはどういうスタンスで考えていくというか、考えているのかなと、ちょっと最後、質問させていただきます。

○今井課長 こどもをめぐる問題の中の一つの問題であるということで、例えばですけれども、先ほどのプロジェクトチームで検討している、情報発信の手引きで、人権課題を全部羅列している部分があるんですけれども、そういうところではこどもの問題の中に、大きく、いじめ、虐待、それから体罰という形になると思います。当然、人権課題の一つであるという認識はしておりますが、今、ここで体罰問題についてご審議いただくという段階ではないのではないかなと思っております。

○坂元会長 ありがとうございます。

こどもの問題が取りあげられたときに、そうした関連でまた委員の先生方にご意見を頂戴できればというふうに思っております。

私は初めて会長を仰せつかったものですから、不手際で時間も迫ってまいりましたので、本日の審議は以上で終了したいと思います。

本日、ご議論いただいた内容、あるいは、ご意見につきましては、今後、人権行政の取り組みを進めるにあたって十分に反映、活用いただけるように、事務局で検討の上、次回の審議会でご報告いただきたいと思います。

それでは、本日の議題は以上となります。どうもご協力ありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

○津村課長代理 どうも皆様、活発なご議論をいただき、まことにありがとうございました。

本審議会は年2回の開催で、次回は6月ごろの開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして、第24回大阪市人権施策推進審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。